総務部

総務企画委員会

【議案関係資料】

5月26日提出

令和7年第1回定例会（6月議会） 予算及び付託議案審査関係資料

令和７年５月２６日
総　　務　　部

【予算関係】

財　政　課	令和７年度６月補正予算に関する説明資料	・・・　３
行政経営課	行政サービスの提供のあり方検討事業について	・・・　８
職員厚生室	ルポールみずほ解体事業について	・・・　９
広報広聴課	県庁発信力強化事業について（新規）	・・・１１
総合防災課	災害弔慰金の負担金について	・・・１２

【議案関係】

人　事　課	「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３２号）	・・・１３
人　事　課	「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３３号）	・・・１８
税　務　課	「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３４号）	・・・２２
税　務　課	「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３５号）	・・・２９
税　務　課	「半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３６号）	・・・３１

財 政 課

令　和　７　年　度　６　月　補　正　予　算
に　関　す　る　説　明　資　料

（ 議 案 第 １ ２ ８ 号 ）

令和７年度６月補正予算　主要な歳入増減調書

（単位：千円）

区　分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	226,867	土木費負担金　135,486（*228,406* → *363,892*） 農林水産業費負担金　88,611（*2,496,497* → *2,585,108*）	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	9,127,172	地方道路交付金事業費　3,333,081（*4,552,284* → *7,885,365*） 医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金　1,293,185（*0* → *1,293,185*） 地域医療介護総合確保事業費　513,431（*0* → *513,431*） ほ場整備事業費　505,070（*3,872,028* → *4,377,098*） 山地治山対策費　484,480（*959,520* → *1,444,000*）	
10 財産収入			
11 寄附金	53,500	水と緑の森づくり基金積立金（ふるさと納税）　52,500（*1,150* → *53,650*）	
12 繰入金	4,158,031	財政調整基金繰入金　4,000,000（*1,074,000* → *5,074,000*）	
13 繰越金	308,113	前年度繰越金　308,113（*1* → *308,114*）	

区　　分	増　減　額	増　額　内　訳	減　額　内　訳
14 諸　収　入	61,086	森林整備及び木材産業振興臨時対策基金積立金 40,700 （ 0 → 40,700 ）	
15 県　債	7,325,200	地方道路交付金事業費 2,102,000 （ 2,843,500 → 4,945,500 ） 地方道路等整備事業費 1,103,600 （ 3,798,900 → 4,902,500 ） 土木自然災害防止事業費 745,900 （ 3,209,500 → 3,955,400 ） 土木河川等整備事業費 742,500 （ 1,093,300 → 1,835,800 ） 山地治山事業費 422,300 （ 1,018,600 → 1,440,900 ）	
合　計	21,259,969	577,345,000 → 598,604,969	

令和７年度６月補正予算　主要な目的別増減調書

（単位：千円）

区分	増減額	増額内訳				減額内訳
1 議会費						
2 総務費	255,879	ルポールみずほ解体事業	68,490	(*3,630* → *72,120*)		
		若者の県内定着・回帰総合支援事業	32,812	(*42,613* → *75,425*)		
		地域公共交通再構築促進事業	21,846	(*0* → *21,846*)		
		総務事務センター運営事業費	13,376	(*128,179* → *141,555*)		
		スポーツツーリズム推進による交流拡大事業	12,520	(*46,823* → *59,343*)		
3 民生費	963,448	地域医療介護総合確保基金積立金	770,149	(*22,261* → *792,410*)		
4 衛生費	1,975,614	医療施設等経営強化緊急支援事業	1,310,285	(*0* → *1,310,285*)		
5 労働費	19,721	外国人材受入サポートセンター事業	11,980	(*9,158* → *21,138*)		
6 農林水産業費	2,875,083	治山事業	953,800	(*2,091,440* → *3,045,240*)		
		経営体育成基盤整備事業	808,112	(*7,208,536* → *8,016,648*)		
		林業成長産業化総合対策事業	212,045	(*0* → *212,045*)		
7 商工費	2,758,588	あきた企業立地促進助成事業	2,402,422	(*250,000* → *2,652,422*)		
8 土木費	11,107,950	地方道路交付金事業	5,760,090	(*7,757,157* → *13,517,247*)		
		県単河川等環境維持修繕事業	724,360	(*1,397,099* → *2,121,459*)		
		秋田港アクセス道路整備事業	666,700	(*925,100* → *1,591,800*)		
		県単河川改良事業	575,090	(*2,904,310* → *3,479,400*)		

区　　分	増　減　額	増　額　内　訳	減　額　内　訳
9 警　察　費	16,626	大館警察署改築事業　16,626 （ *0* → *16,626* ）	
10 教　育　費	326,710	公立高等学校等就学支援費　261,798 （ *2,165,510* → *2,427,308* ）	
11 災害復旧費	960,350	林地荒廃防止施設災害復旧事業　711,390 （ *236,000* → *947,390* ）	
12 公　債　費			
13 諸　支　出　金			
14 予　備　費			
合　　計	21,259,969	577,345,000 → 598,604,969	

行政サービスの提供のあり方検討事業について
（行政運営等外部評価事業）

行政経営課

１　目的

行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議からの提言（Ｒ６．３）を踏まえ、将来にわたって安定的な行政サービスを提供するため、引き続き業務や公共施設等のあり方について見直しを進めるとともに、フォーラムや地域ごとの意見交換会を開催し、県民の理解醸成や意識の共有を図る。

２　内容

⑴　地域振興局の業務や公共施設等のあり方の見直し

見直す業務の拡充を図るとともに、公共施設等の適正配置や機能維持・向上を推進していくため、公共施設等総合管理計画を更新する。

⑵　県民の理解醸成や意識の共有

・「秋田県行政経営フォーラム（仮称）」の開催

知事及び有識者による基調講演、パネルディスカッション　など

【日程】１０月上旬　　【場所】あきた芸術劇場ミルハス（オンライン配信も実施）

【対象】県民、関係団体、市町村長、県・市町村議会議員　など

・地域ごとの意見交換会の開催

県北・県央・県南の３か所で、市町村長等と意見交換を実施

３　予算額

３，４６６千円（㊀３，４６６千円）

内訳

・報償費	２５０千円	・旅費	１，５４２千円	・需用費	５０６千円
・委託料	８７３千円	・使用料	２９５千円		

ルポールみずほ解体事業について

職員厚生室

１　目的

施設の老朽化等により令和６年３月末で閉館した「ルポールみずほ」について、経年劣化による外壁の落下や地盤沈下による建物の損傷等安全上の問題があるため、令和８年度中の解体に向け、アスベスト調査を行うほか、解体工事設計及び周辺建物等事前調査を行う。

２　内容

⑴　アスベスト調査業務委託（２０，８２３千円）

令和７年２月からのアスベスト事前調査により判明した、アスベストの含有が疑われる建材の分析調査を行う。

⑵　解体工事設計業務委託（９，０３５千円）

宿泊施設及び職員宿舎の解体工事の設計を行う。

⑶　周辺建物等事前調査業務委託（３８，６３２千円）

解体工事による周辺建物への影響の有無を判断するための事前調査を行う。

３　予算額

６８，４９０千円（㊮６２，５００千円　㊁５，９９０千円）

内訳　〔委託料　６８，４９０千円〕

４　今後のスケジュール（予定）

令和７年度　　アスベスト調査、解体工事設計、周辺建物等事前調査
令和８年度　　解体工事
令和９年度　　周辺建物等事後調査

《参考》　周辺建物等事前調査の範囲

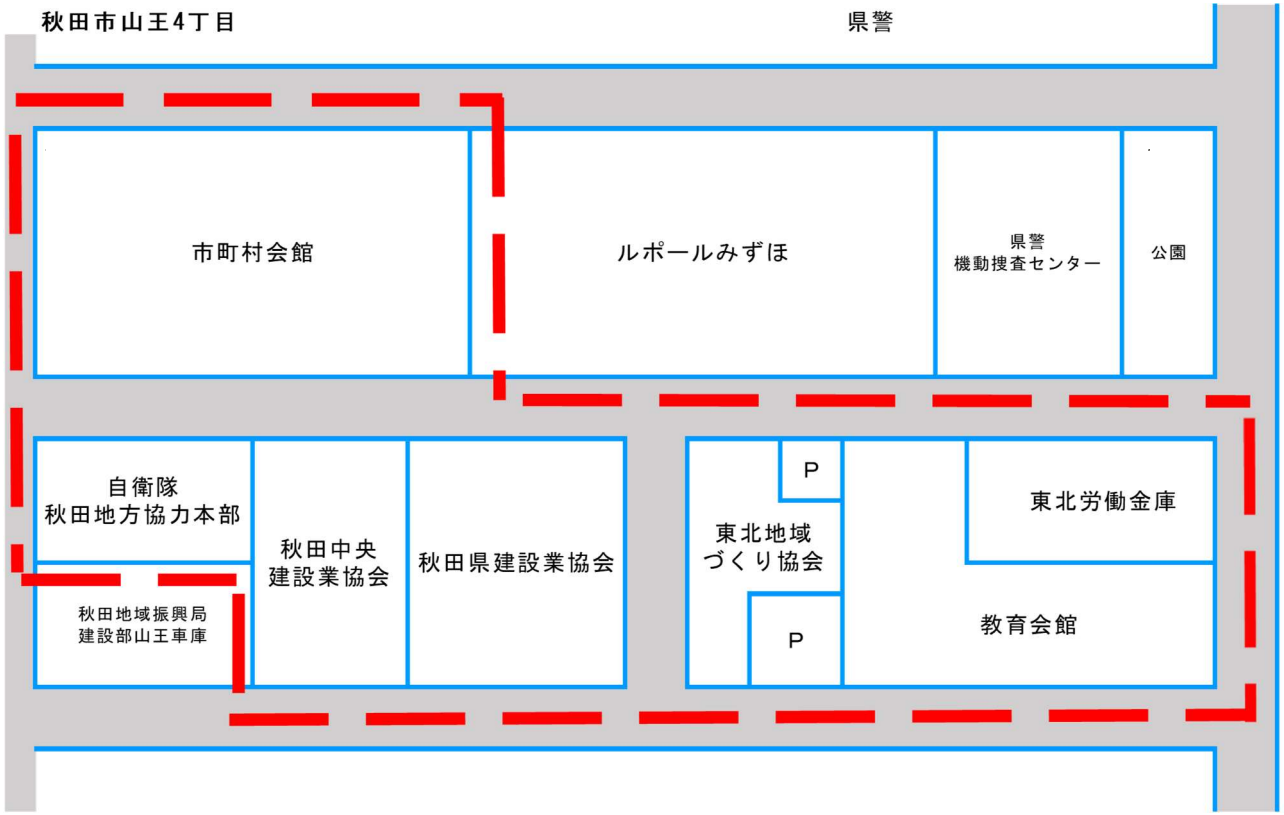

県庁発信力強化事業について（新規）

広報広聴課

１　目的

県が実施する各種事業・取組の内容や成果を、県内外に対して効果的・効率的に広報するため、職員の情報発信に係る企画・立案・実行能力の向上を図る。

２　内容

庁内各課室等が運営しているウェブサイトやＳＮＳなどのほか、動画や紙媒体など各種広報手段を活用した情報発信のクオリティを向上させるための座学・実践研修を行う。

⑴　座学・実践研修（７月～３月、計２０回予定）
- インターネットメディアや紙媒体など各種情報発信手段に対応したデザインスキルの習得
- クオリティの高い広報素材（写真、動画）の撮影スキルの習得
- 広報事業の目的を最大限発揮するための仕様書作成能力の向上
- 広報効果の測定や分析手法の習得　等

⑵　先進自治体事例研修（１月頃、計２回予定）
- 広報事業に先進的に取り組んでいる自治体の事例紹介

３　予算額

５，３２２千円（㊀５，３２２千円）

内訳
- ・報償費　２００千円
- ・旅　費　２００千円
- ・需用費　８０千円
- ・委託料　４，３３４千円
- ・使用料　５０８千円

災害弔慰金の負担金について
（災害救助対策費）

総合防災課

１　概要

今冬期の大雪により亡くなられた方の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、市が支給する災害弔慰金の一部を負担する。

２　交付先

横手市（２名）、北秋田市（２名）

３　負担割合

国１／２、県１／４、市１／４

４　予算額

７，５００千円（㊀５，０００千円　㊁２，５００千円）

内訳　〔負担金補助及び交付金　７，５００千円〕

・死亡者が受給遺族の主たる生計維持者以外の者の場合

２，５００千円×３／４（国１／２＋県１／４）×４名＝７，５００千円

【参考】

対　象　災　害	災害救助法を適用した都道府県が２以上ある災害（全国適用）等
支　　給　　額	生計維持者が死亡した場合：5,000千円、その他の者が死亡した場合：2,500千円
支 給 対 象 者	遺族：配偶者、子、父母、孫又は祖父母 兄弟姉妹（同居していた者又は生計を同じくしていた者に限る。）

「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３２号）

人事課

１　改正理由

一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講ずる必要がある。

２　改正内容

⑴　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年秋田県条例第３号）の一部改正（第１条による改正）
任命権者に介護離職防止のため次の措置を講ずることを義務づける。

①　職員から配偶者等が介護を必要とする状況になった旨の申し出があった場合
　当該職員への介護両立支援制度等の周知、当該職員との面談　等
②　職員が４０歳に達した日の属する年度に達したとき
　当該職員への介護両立支援制度等の周知
③　介護両立支援制度等に基づく請求等が円滑に行われるようにするための措置

⑵　職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年秋田県条例第３号）の一部改正（第２条による改正）
任命権者に子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため次の措置を講ずることを義務づける。

①　職員又は配偶者の妊娠・出産について申し出た職員に対し、育児休業等の制度を周知するとき
　当該職員への出生時両立支援制度等の周知、当該制度の請求等に係る意向確認　等
②　３歳に満たない子を養育する職員に対して
　育児期両立支援制度等の周知、当該制度に基づく請求等に係る意向確認　等
③　確認した意向の取扱いに当たって当該意向に配慮すること

３　施行期日等

⑴　この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、２⑵の規定については、令和７年１０月１日から施行する。

⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（介護休暇） 第十五条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十六条の二第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　略	（介護休暇） 第十五条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　略
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等） 第十六条の二　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	
（勤務環境の整備に関する措置） 第十六条の三　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 二　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 三　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	
（臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第十八条　略 ２　非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条まで（第八条の二、第八条の三、第十六条の二及び第十六条の三を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。	（臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第十八条　略 ２　非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条まで（第八条の二及び第八条の三を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第八条の二　任命権者は、次に掲げる子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に	（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第八条の二　任命権者は、次に掲げる子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に

係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十五条第一項及び第十六条の二第一項第三号を除き、以下同じ。）又は同項に規定する要介護者（以下この項及び第八条の三第四項において「要介護者」という。）のある職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育し、又は当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

一、二　略

2　略

（介護休暇）

第十五条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十六条の二第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（

係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十五条第一項を除き、以下同じ。）又は同項に規定する要介護者（以下この項及び第八条の三第四項において「要介護者」という。）のある職員（第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育し、又は当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

一、二　略

2　略

（介護休暇）

第十五条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（第十六条の二第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（

次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3　略

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十六条の二　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第二十八条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三　職員の育児休業等に関する条例第二十八条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2　任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3　略

三　対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3　任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第十六条の三　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2　略

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の四　略

（臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第十八条　略

2　非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条まで（第八条の二、第八条の三、第十六条の二、第十六条の三及び第十六条の四を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第十六条の二　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2　略

（勤務環境の整備に関する措置）

第十六条の三　略

（臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等）

第十八条　略

2　非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二条から前条まで（第八条の二、第八条の三、第十六条の二及び第十六条の三を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３３号）

人事課

１　改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の施行により、育児部分休業に関する規定を整備する必要がある。

２　改正内容

⑴　地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児部分休業制度が２種類に拡充されたことから、関係規定を整備する。

＜育児部分休業制度の拡充内容＞　※下線部が条例改正の内容

【現行】	【改正後】
・１日につき２時間の範囲内において３０分単位で取得可能。 ・勤務時間の始めと終わりに限り取得可能。	○第１号部分休業（現行制度に相当） ・１日につき２時間の範囲内において３０分単位で取得可能。 ・勤務時間の始めと終わりに限り承認することとしていた取扱いを廃止。
（取得例） 勤務時間の始めと終わりに１ｈずつ取得 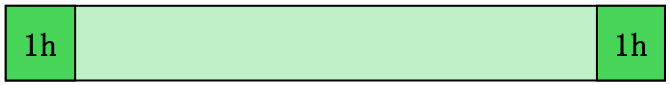	（第１号部分休業の取得例） 勤務時間の途中に２ｈ取得 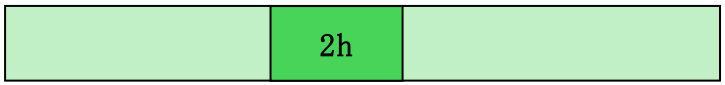

	○第２号部分休業（新設） ・１年につき、常勤職員は７７時間３０分、非常勤職員は１日当たりの勤務時間に１０を乗じて得た時間の範囲内で、１時間単位で取得可能。 （第２号部分休業の取得例） **２ｈ以上（1日単位で取得することも可）** ○職員は１年ごとに第１号部分休業と第２号部分休業のいずれを請求するかを申し出た上で、育児部分休業を請求する。 ・職員は申し出た内容について、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等特別の事情がある場合に限り、変更することができる。 ・部分休業の承認の取消事由は、申出の変更をしたときとする。

⑵　その他所要の規定の整理を行うこととする。

３　施行期日等

⑴　この条例は、令和７年１０月１日から施行することとする。

⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
（部分休業をすることができない職員） 第二十四条　法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一　略 二　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則又は教育委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条において同じ。）	（部分休業をすることができない職員） 第二十四条　法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一　略 二　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則又は教育委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）
（第一号部分休業の承認） 第二十五条　法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（次項及び第三項において「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。	（部分休業の承認） 第二十五条　部分休業の承認は、勤務時間条例第二条から第五条まで及び第八条若しくは市町村立学校職員給与条例第二十八条から第二十八条の四までの規定による勤務時間又は勤務時間条例第十八条（市町村立学校職員給与条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により任命権者が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。
2　労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下この項及び次項において「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十五条の二第一項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2　労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下単に「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十五条の二第一項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3　非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（勤務時間条例第十八条（市町村立学校職員給与条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による育児時間（以下この項及び次項において「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十五条の二第一項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（勤務時間条例第十八条（市町村立学校職員給与条例第二十八条の六第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による育児時間（以下この項及び次項において「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十五条の二第一項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
（第二号部分休業の承認） 第二十五条の二　法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。 一　一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 二　第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数	
（部分休業の請求を申し出る一年の期間） 第二十五条の三　法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。	
（職員が一年につき請求できる第二号部分休業の上限） 第二十五条の四　法第十九条第二項第二号の条例で定める時間は、	

次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　非常勤職員以外の職員　七十七時間三十分

二　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

（申出の内容を変更することができる特別の事情）

第二十五条の五　法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（第二十七条において「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第二十六条　職員（給与条例第二十三条の五の規定の適用を受ける職員（次項において「臨時職員」という。）を除く。）が部分休業（法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。次項において同じ。）の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第十四条及び市町村立学校職員給与条例第二十条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条の二又は市町村立学校職員給与条例第二十条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2　略

（部分休業の承認の取消事由）

第二十七条　法第十九条第六項において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第二十六条　職員（給与条例第二十三条の五の規定の適用を受ける職員（次項において「臨時職員」という。）を除く。）が部分休業

の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第十四条及び市町村立学校職員給与条例第二十条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条の二又は市町村立学校職員給与条例第二十条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2　略

（部分休業の承認の取消事由）

第二十七条　第十四条の規定は、部分休業について準用する。

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３４号）

税務課

１　改正理由

社会福祉施設の整備及び医療の充実の財源に充てるため法人の県民税に係る税率の特例措置の適用期間を延長するとともに、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）による地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部改正に伴い令和８年度以後の各年度分の個人の県民税について特定親族特別控除を実施する等のほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第２８号）による地方税法の一部改正に伴い所要の規定の整理を行う必要がある。

２　主な改正内容

⑴　法人の県民税（法人税割）超過課税の適用期間の延長（附則第１３条関係）

資本金等の額が１億円超の法人等に係る県民税の法人税割について、税率を１００分の１．８（本則１００分の１．０）とする特例措置の適用期間を令和１３年３月３１日（現行令和８年３月３１日）まで延長することとする。

なお、資本金等の額が１億円以下で法人税額が年１千万円以下の一定の法人の税率については、現行どおり、本則１００分の１．０を適用する。

【超過課税の目的】社会福祉施設の整備及び医療の充実を図るため
【対　象　法　人】２，１７８法人（令和６年度）　／　全法人数の約１１．５パーセント相当
【年間増収見込額】約４億４千万円（令和６年度決算見込額）

⑵　特定親族特別控除の新設（第３４条関係）

令和８年度以後の各年度分の県民税について、所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、新たに特定親族特別控除額を控除することとする。

〈 県民税控除イメージ 〉

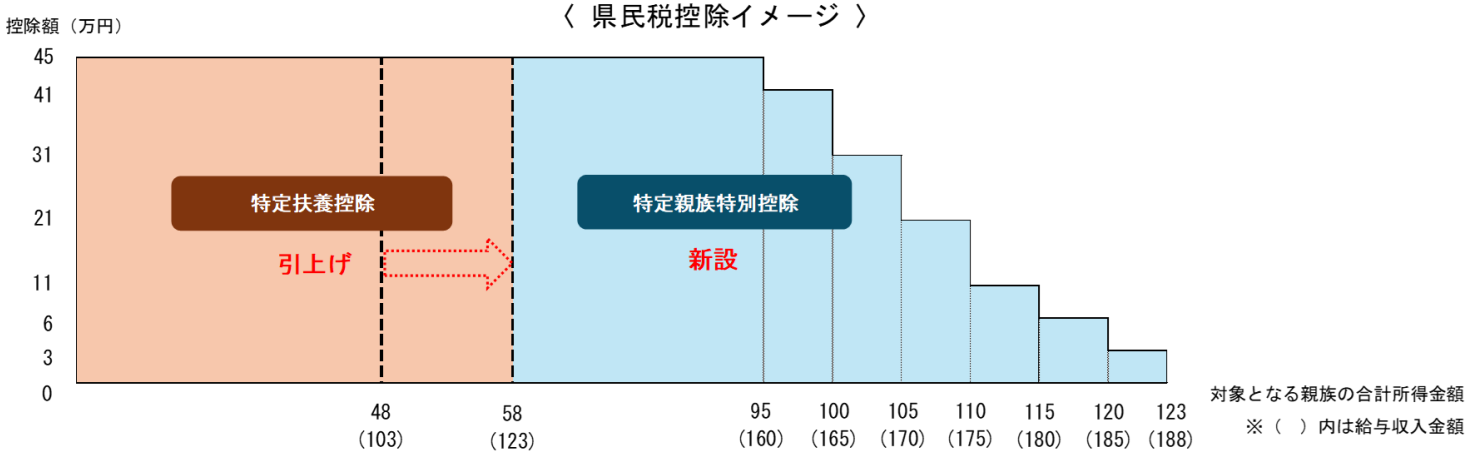

⑶　加熱式たばこの課税方式の見直し（附則第１８条の３関係）

現在、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは１本をもって紙巻たばこ１本に換算する仕組みとすることとする。

なお、激変緩和等の観点から、令和８年４月１日と令和８年１０月１日の２段階で実施することとする。

⑷　その他

その他所要の規定の整理を行うこととする。

３　施行期日等

⑴　この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとする。

⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
（県民税の納税義務者等） 第三十条　略 2～4　略 5　公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 6～8　略 （所得控除） 第三十四条　所得割の納税義務者が法第三十四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には同項及び同条第三項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （製造等の承認を受ける義務等） 第百二十二条の十六　略 2～7　略 8　法第百四十四条の三第五項に規定する締約国軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 附　則 （県民税の法人税割の税率の特例等） 第十三条　平成三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第四十三条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。 2～6　略 （加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例） 第十八条の三　令和八年四月一日以後に第八十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第七十四条の三の二の規定により製造たばこみなされるものを含む。）に係る第八十二条第一項の製造たばこの本数は、同条第	（県民税の納税義務者等） 第三十条　略 2～4　略 5　公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 6～8　略 （所得控除） 第三十四条　所得割の納税義務者が法第三十四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には同項及び同条第三項から第十一項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額 を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については同条第二項、第六項及び第十一項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （製造等の承認を受ける義務等） 第百二十二条の十六　略 2～7　略 8　オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。 附　則 （県民税の法人税割の税率の特例等） 第十三条　平成三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第四十三条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。 2～6　略 第十八条の三から第十八条の六まで　削除

三項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第十二条の二第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。）の本数によるものとする。

2　前項に定めるもののほか、同項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第十八条の四から第十八条の六まで　削除

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第十八条の八の二　略

2　特例対象事業者は、前項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の法施行規則附則第四条の八の二第一項に規定する事項を、総合県税事務所長に届け出なければならない。

3　略

4　第二項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の法施行規則附則第四条の八の二第四項に規定する事項をこれに記載しなければならない。

5　略

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十八条の十四　略

2・3　略

4　乗用車（法施行規則附則第四条の十一第十一項に規定するものに限る。）、バス（同条第十二項に規定するものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トンを超えるトラック（法施行規則附則第四条の十一第九項に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（同条第十項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。

5　略

（狩猟税の税率の特例）

第二十五条　平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百九十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第十項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近

三項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第十二条の二第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。）の本数によるものとする。

2　前項に定めるもののほか、同項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第十八条の四から第十八条の六まで　削除

（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例）

第十八条の八の二　略

2　特例対象事業者は、前項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の法施行規則に規定する事項を、総合県税事務所長に届け出なければならない。

3　略

4　第二項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え、第一項の製造に関する事項その他の法施行規則に規定する事項をこれに記載しなければならない。

5　略

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十八条の十四　略

2・3　略

4　乗用車（法施行規則に規定するものに限る。）、バス（法施行規則に規定するものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トンを超えるトラック（法施行規則に規定する被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。

5　略

（狩猟税の税率の特例）

第二十五条　平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百九十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第十項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近

の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2　略

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第二十七条の二　その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の六第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十一条の六第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第三条、附則第三条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

略	略	略
附則第九条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）	略
略	略	略

の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2　略

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第二十七条の二　その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第十一条の七第一項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第三条、附則第三条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

略	略	略
附則第九条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）	略
略	略	略

附則第十条第三項	第三十四条の三まで、第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）	第三十四条の三まで、第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第十一条第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第十二条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項
略	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
略	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）

2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつ

附則第十条第三項	第三十四条の三まで、第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）	第三十四条の三まで、第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第十一条第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第十二条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項
略	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
略	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む。）

2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなつ

た家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第三条、附則第三条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

3　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の六第四項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

略	略	略
附則第九条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第四項の規定により適用される場合を含む。）	略
附則第十条第三項	第三十四条の三まで、第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第四項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第四項の規定により適用される場合を含む。）	略
附則第十一条第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	略
附則第十二条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第四項の規定により適用される場合を含む。）	略

4　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第五項に規

た家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第三条、附則第三条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

3　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の七第四項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

略	略	略
附則第九条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）	略
附則第十条第三項	第三十四条の三まで、第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）	略
附則第十一条第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	略
附則第十二条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）	略

4　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の七第五項に規

定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

5 略

定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第五項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第三条、附則第三条の二、附則第四条の二又は附則第九条から第十二条までの規定を適用する。

5 略

「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３５号）

税務課

１　改正理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和７年総務省令第２８号）による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成１９年総務省令第９４号）の一部改正により、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用期限を延長する必要がある。

２　改正内容

促進区域内において対象施設を設置した場合の不動産取得税及び固定資産税の課税免除の措置の適用期限を令和１０年３月３１日（現行令和７年３月３１日）まで延長することとする。（第２条関係）

３　施行期日等

⑴　この条例は、公布の日から施行することとする。

⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の対象となる区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
（促進区域内における県税の課税免除） 第二条　促進区域内において、省令第一条に規定する同意日（以下この条において「同意日」という。）から令和十年三月三十一日までの間に対象施設を設置した者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又は当該家屋の敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手した場合における当該土地に限る。）を取得した場合における当該家屋又は当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課さない。 ２　略	（促進区域内における県税の課税免除） 第二条　促進区域内において、省令第一条に規定する同意日（以下この条において「同意日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に対象施設を設置した者の当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又は当該家屋の敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、当該土地の取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手した場合における当該土地に限る。）を取得した場合における当該家屋又は当該土地の取得に対しては、不動産取得税を課さない。 ２　略

「半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第１３６号）

税務課

１　改正理由

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和７年総務省令第２８号）による半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成７年自治省令第１６号）の一部改正により、不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を延長する等の必要がある。

２　改正内容

⑴　特例措置の期限延長（附則第４項関係）

条例第３条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋または土地の取得に対して課する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を令和９年３月３１日（現行令和７年３月３１日）まで延長することとする。（附則第４項関係）

⑵　その他

その他所要の規定の整理を行うこととする。

３　施行期日等

⑴　この条例は、公布の日から施行することとする。

⑵　この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
（事業税の不均一課税） 第二条　認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）第一条第一号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を設置した者が行う事業に対して課する事業税においては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度又は当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年から三年間の各年の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条（県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）及び第五十五条の三の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める税率とする。 （表　略） 附　則 （不動産取得税の税率の特例） 4　平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に第三条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。	（事業税の不均一課税） 第二条　認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第十六号）第一条第一号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を設置した者が行う事業に対して課する事業税においては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度又は当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年から三年間の各年の所得金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条（県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。）及び第五十五条の三の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める税率とする。 （表　略） 附　則 （不動産取得税の税率の特例） 4　平成十八年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に第三条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。